

室鳩巢「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」 にみられる享保期の治水思想*

A Study on the River Control Thought by Kyusho Murou During Kyouhou Period(1716-1736)

神 吉 和 夫**・金 築 亮***

By Kazuo KANKI, Ryo KANETSUKI

要 旨：本研究では、享保期成立の室鳩巢『猷可録』「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」に関して、その内容と影響について考察する。本文書の内容は、禹貢他の中国史書から河川改修順序が下流から上流に向かって実施されることを示している部分と、賈讓三策を主として参照しての治水思想である。後者の治水思想は、①河道の直線化、②勾配を急にするための浚渫の重視が述べられており、賈讓三策を曲解している。1759(宝暦 9)年刊の真壁用秀「地理細論集」は、享保宝永期の治水策を批判しているが、批判の対象は室鳩巢の本文書の可能性がある。したがって、いわゆる関東流・紀州流論議の基礎史料となる。明治期の西師意・尾高惇忠による治水論の中国治水思想関係部分は、中国史書をもとに立論しており、本文書とは直接繋がらない。

1. はじめに

わが国の近代治水では、洪水を河道から溢れさせない方針が一貫しており、初期には既往最大洪水、後には確率降雨概念を基礎とした治水計画が採られてきた。しかし、1977(昭和 52)年の河川審議会答申を受けて、超過洪水対策を含む総合治水策が策定され、近年では氾濫許容型の治水策が提唱されている。その思潮のなかで、近代以前の在来技術である水害防備林、霞堤、野越等の再評価が行われている¹⁾。しかし、在来技術の再評価の場合、それら技術を支えた思想についても考慮しなければならない。

高橋裕²⁾は、明治期の西師意、尾高惇忠による民間治水論が、中国の治水思想を拠り所としていることを指摘している。しかし、従来のわが国の治水史関係の研究において、中国の影響を議論することはほとんどなかったと言える。

本研究では、享保期、幕府儒官であった室鳩巢³⁾『猷可録』所収の「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」(以下、「水は下より治」文書と略記)と題する文書が、中国の治水文献をもとに書かれていることに着目し、その内容、および影響について考察することにする。

室鳩巢『猷可録』には土木史・水道史でよく知られている、水道火災原因説を室鳩巢が建言したものとされる「江戸火災之儀二付水道之儀申上候処追て所存可申上旨被仰出候に付、乍恐愚意の趣委細申上候」があるが、

本文書はその後に続くものである。なお、その次は、「歩里寸尺の法王制公羊傳に出申候趣、且また兼て承及申候通記之差上申候」であり、これが『猷可録』の最後の文書である。

2. 「水は下より治」文書

(1) 史料

室鳩巢『猷可録』は『日本経済叢書』巻三⁴⁾、等に翻刻されているが、本研究では「鶯宿雜記」⁵⁾を用いる。全文は以下の通りである。

「 水は下より治ると申儀御尋に付申上候

一 大禹九州の水を治られ候事、下流より治られ候由、去によりて地形の高下を考候事、治水第一の工夫に奉存候、九州の内冀州は帝都に候故、急に不被治候ては成不申候、禹貢に冀州既に載壺口と有之候、壺口と申山を切開候て水を流し申儀に御座候、其次は袁州第一地卑に御座候故、袁州を被治、其外に青州徐州揚州荊州豫州と段々下より治め、上の水をはかせ候て、扱雍州別て高候故、是をばすへて後に治められ候、孔穎達書經禹貢之疏にも以、水勢下流、當従下而泄、故治水皆従下為始、蔡沈田書經之註にも禹治水施功之序、則皆自下流始、以疏殺其勢、其外諸儒の説みな如斯御座候

一 元來水は下流の物に候故、水の勢に従て下より治と申儀道理の至極不易の定法と奉存候、然る處に唐も三代已後、戦國秦漢に至り候て乱世相續候て、河水其外川々を修治の功を差止捨置候故、年々に下流雍塞仕り、其故は水の下流にしたかふ(順)て河上より段々に土落段々に下へ流落てたまり申候、其に水は晝夜を不分流申候故、三四年も浚治不仕候ては、河下填淤仕候事無疑儀

* keyword : 室鳩巢、治水思想、賈讓三策

** 正会員 博士(工学) 神戸大学工学部建設学科
(〒657-8501 灘区六甲台町 1-1)

*** 学生会員 神戸大学研究生

に奉存候、水出不申候時は、下へ流れ申事無替儀の様に御座候へは河下に泥土溜り候ては、たとへは(譬)屋根などの勾背ぬるき様に罷年々故、大水に至り候て必脇へあふれ(溢)出申筈に御座候、唐にても歴代毎度大水出候て、大分の田宅を害し故、堤防又は石籠杯にて防申候得は、當分は少し益有之までにて終には突崩し水の害止み申儀無之候、是によりて前漢以來代々此僉議有之事と相見へ申候

一 歴代治水僉議を相考候處に、とかく禹貢下より治の外は無之儀に相見へ申候、漢の平當と申もの申儀は、上代治水と申候へは決河深川して水を泄し申候、終に堤防を築候て水を止申事には不承候間、河を浚はせ可然の旨朝廷へ奏し申候、賈讓と申もの申候は、堤防にて水をせき(堰)留候は小兒の啼をやめんとて其口を塞がれ其儘啼止可申候へ共忽死可申候、其如く堤防にて水を留候はゞ却て大害出来可申由申候て、上中下の三策を獻し申候、唐にて後世に至ても水を治るには賈讓の三策とて申傳候、其大略上策は兎角水は下流仕候ものにて河上より川下の方へ真直に流し候て海に至り候様に仕候へは何の害も無之候、然る處に川下の方高く候故、脇へ流れ候て溢出申候、堤防を以せき留候ては彌逆卷水に勢付申候、むかし禹王水を治られ候に終に堤にて水を留申事は見へ不申候故、水の通り道に當て龍門伊闕底柱碣石などと申候、險しき山共を切通され候事禹貢に見へ申候、尤費用大分たるべく候へ共、是にては水道一定仕候て長く盈溢の害有ましく候、是上策にて御座候、中策は大河下流左右幾處にも入江を付石垣を以水門を仕置候て、大水の時分左右的入江へ水落し可申候、是にて水勢分れ候て自然と外へ溢出申害有之間敷候、是を分殺水怨と申候て水害を救の要法にて御座候、其下策は堤防を以水をささへ申事に御座候、漢の時分河水の堤防は水より數百間の外にいたし候へ共、其後には數里の外築申由に御座候、何程堤を高く仕候て間を遠く仕候ても、大水の時分は敗れ申候故、是を下策と申候

一 右禹貢下より治の法、并賈讓三策の趣を以相考候處、第一水の淺深地の高下を考候て、常に沙泥を浚へ川下へ序候様に仕候事簡要の儀に奉存候、たとへ大水出候ても川下と川上との勾背急候はゞ水の滯申事は無之筈に御座候、唯の(水力)はき(吐)弱く候故滯申候に付脇へ溢出申候、是必定の理にて御座候、扱は川下の所々に枝川を掘水を省き申候様に仕候はゞ、大水出申候共水かさ減り可申候、是又一ツの術たるへ奉存候、唐には右枝川より水を取候て旱魃の時分は田地へも懸申由に御座候

一 漢成帝の時恐遼と申もの、河水の害をかねて料簡仕候て、古瀬の跡を掘候て川流を二股にいたし、水勢を分殺候様に仕置可致候、兼て修治不仕置ては、秋に至り候て大水出候はゞ、何程防候共さへ申間敷旨申候へは、當時の執政の人取上不申候故、果して秋に至り大雨の後河水大に決し、四郡十三縣の地を損ひ申由漢書に見へ申候、とかく水出申時は沙泥をさらへ申儀も不罷成候、唯夏の内水溜申時分に、得(篤力)と水の瀬を見届地の高

下を相考、或は下をさらへ或は脇を掘、其用心可仕義に御座候、毎年斯の如く仕候て水の害有之間舗義に奉存候
一 明世宗嘉靖元年の春、杭州久晴無雨によりて河水悉涸申候、有司郡中を巡見仕候て、河水を開通候よし相見へ申候、是も水無之時節を考候て、兼て川を浚申儀に御座候、此度拝借仕候杭州府志に河を浚申法を載申間、左に書拔上申候

陳善曰、遇旱而濬河道、誠水利之不可廢者也、但去土不深、起積岸間、終歸復隍耳、奚益哉、蓋余聞之、疏導之法、宜于下流作壩挨濬既深、然後啓壩、令入水、乃更設壩其上、如初法濬之啓之、鱗次櫛比、以漸而前、則事有緒、功可成、朱子所謂、開河無良法、先於下流用功者此也、若其淤泥、則以舟揆卸、德勝壩聽鄉民取以糞田、彼利既興、此害復去、雖勞便也

此意は早には水涸候に付、此時に川を浚申事尤成事に御座候、但し浚候ても入念不申土を去事淺候、猶又は其土を脇へ運不申其儘岸へ積置候ては、頓て埋り申候故何の益も無之事に御座候、然は土をさらへ水を疏導仕候法は先川下に於て石堰を作り水を暫くせき留て、水底の土を思の儘に浚候已後、石堰を除て水を通し、又一段川上の方に堰を設けて土をさらへ、漸々如此仕候て河上へ浚上り候は々、事成就可仕候、但鱗次櫛比と有之候へは、堰を一ツゝ仍に仕候ては無之、川筋に一切の魚鱗の如く次て、櫛の齒のこことく置候て、水を幾瀬にも作りせき留申候儀に御座候、その後土をは舟にて手寄能所へ運除させ、幸い農民田地の糞にもいたし可然との儀に御座候、此所の法唯今も水を治るに簡要の儀に奉存候

右諸書の趣を以相考候處、水を治るには河下を浚申候儀第一の事と相見へ申候、然は下より治ると申儀も此外は有之間舗の様に奉存候

三月

室新助

」

(2)制作時期

『獻可録』は室鳩巢が幕府の諮問に答えた意見書であり、その成立は享保年間とされている。諮問したのは吉宗であろう。文書末尾に「三月」とのみ記されているが、江戸四上水廃止の事例から類推⁶⁾して、1722(享保7)年の3月と考えたい。江戸四上水の廃止の場合は江戸の水道調査実施等を踏まえた上で、室鳩巢に「江戸火災之儀二付水道之儀」の諮問をし、その答えを享保7年3月に得た後、順次四上水を廃止するからである。本文書に関連しては、享保7年7月に紀州流の祖といわれる井沢弥惣兵衛為永を登用している。為永は翌享保8年御勘定方、10年勘定吟味役格、12年吟味役分担が定まるとともに新墾・荒蕪開耕を分掌し、16年吟味役本役、20年美濃郡代を兼務、1738(元文3)年没するまで、享保改革のなかで諸川の改修や新田開発に尽力する⁷⁾。また、吉宗は享保初期において、代官など地方支配官僚の綱紀引き締め、不良代官などの大量処分と入れ替えを行っている⁸⁾。他の理由としては、文中に室鳩巢が「此度拝借仕候杭州府志」と述べている点である。大庭脩⁹⁾によれば、吉宗は享保6年紅葉山文庫から地志12点を取

り寄せ、その後金沢藩前田綱紀から 13 府志の献上を受ける一方、中国の地方志を積極的に蒐集するため漢籍輸入を命じている。

(3) 内容の概略と吉宗の意図

内容は第 1 項～第 6 項に分けられるが、その概要は次のようになる。

- 第 1 項 禹の治水とその順序の説明
- 第 2 項 泥土が河床に滞積すると、大水で溢水
- 第 3 項 賈讓三策の説明
- 第 4 項 河川勾配と浚渫 分水
- 第 5 項 河川の分流事例
- 第 6 項 河川浚渫方法の事例

最初に「水は下より治ると申儀御尋に付申上候」と記されているため、室鳩巢が諮問された主旨は河川改修の順序ともとれる。しかし、それに対する回答は、第 1 項にある、孔頴達書經禹貢之疏に「以、水勢下流、當從下而泄、故治水皆從下為始」、蔡沈田書經之註の「禹治水施功之序、則皆自下流始、以疏殺其勢」、あるいは其外諸儒の説が下流から修治すること、第 2 項のはじめに「元來水は下流の物に候故、水の勢に従て下より治と申儀道理の至極不易の定法と奉存候」のみである。大部分は、賈讓三策を中心とする治水思想の説明である。

したがって、吉宗は享保改革の柱としての新田開発にあたっての河川処理について、何らかの知見を室鳩巢に求めたのではないだろうか。

3. 「水は下より治」文書と賈讓三策

「水は下より治」文書の第 2 項は、賈讓三策を説明したものである。しかし、以下述べるように、室鳩巢の説明は原文とは異なる部分があるので、はじめに周魁一等注釈：『二十五史河渠志注釈』¹⁰⁾から該当部分を引用し示すことにする。

(1) 賈讓三策

賈讓三策は『漢書』溝洫志¹¹⁾にあり、前漢(B.C202-A.D8)末期に待詔(特別な才能・技能をもって召された身分)であった賈讓が、黄河の治水策について奏言したもので、中国では明(1368-1644)末に至るまで基本的な

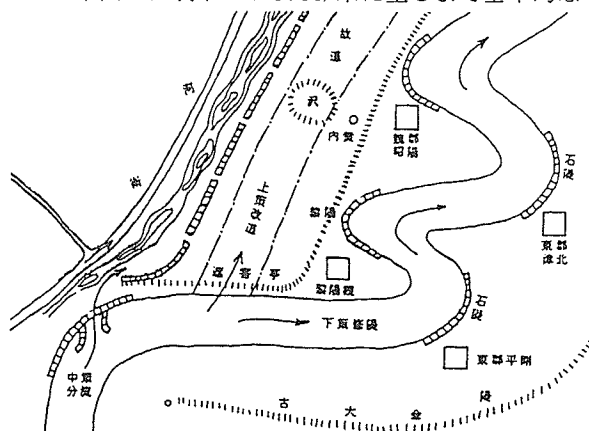


図-1 賈讓三策の説明図¹³⁾

河川治水思想とされている¹²⁾。

黄河は流域面積 98 万 km² の大河で、黄土高原からの大量の流出土砂によって含有泥砂量が多く、下流域での河道が変遷した難治の河川である。賈讓三策の説明図を図-1 に、戦国秦西漢(B.C602-A.D11)時代の黄河下流域を図-2 に示す。

「哀帝初、平當使領河隄、奏言「九河今皆寘滅、按經義治水、有決河深川、而無隄防雍塞之文。河從魏郡以東、北多溢決、水迹難以分明。四海之衆不可誣、宜博求能浚川疏河者。」下丞相孔光、大司空何武、奏請部刺史、三輔、三河、弘農太守舉吏民能者、莫有應書。待詔賈讓奏言：

治河有上中下策。古者立國居民、疆理土地、必遺川澤之分、度水勢所不及。大川無防、小水得入、陂障卑下、以為澤澤、使秋水多、得有所休息、左右游波、寬緩而不迫。夫土之有川、猶人之有口也。治土而防其川、猶止小兒啼而塞其口、豈不遽止、然其死可立而待也。故曰：「善為川者、決之使道；善為民者、宣之使言。」蓋隄防之作、近起戰國、雍防百川、各以自利。齊與趙、魏、以河為竟。趙、魏瀕山、齊地卑下、作隄去河二十五里。河水東抵齊隄、則西泛趙、魏、趙、魏亦為隄去河二十五里。雖非其正、水尚有所游盪。時至而去、則填淤肥美、民耕田之。或久無害、趙築室宅、遂成聚落。大水時至漂没、則更起隄防以自救、稍去其城郭、排水澤而居之、湛溺自其宜也。今隄防陋者去水數百步、遠者數里。近黎陽南故大金隄、從河西西北行、至西山南頭、乃折東、與東山相屬。民居金隄東、為廬舍、(住)〔往〕十餘歲更起隄、從東山南頭直南與故大隄會。又内黄界中有澤、方數十里、環之有隄、往十餘歲太守以賦民、民今起廬舍其中、此臣親所見者也。東郡白馬。故大隄亦復數重、民皆居其間。從黎陽北盡魏界、故大隄去河遠者數十里、内亦數重、此皆前世所排也。河從河内北至黎陽為石

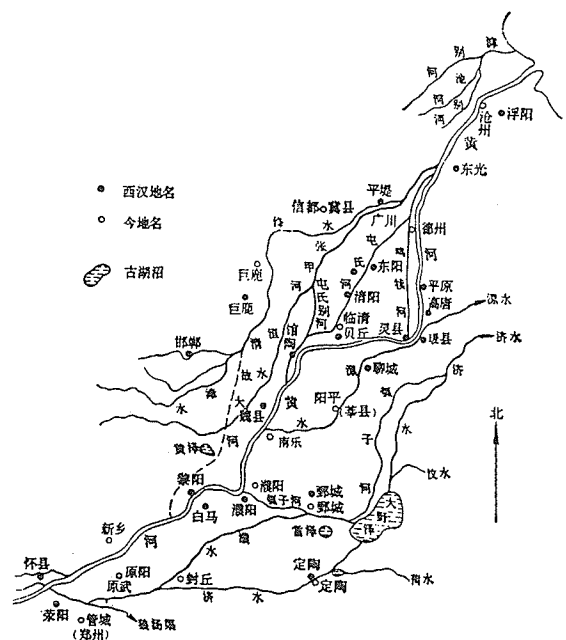


図-2 戦国秦西漢(B.C602-A.D11)時代の黄河下流域¹⁴⁾

隄、激使東低東郡平剛；又爲石隄、使西北低黎陽、觀下；又爲石隄、使東北低東郡津北；又爲石隄、使西北低魏郡昭陽；又爲石隄、激使東北。百餘里間、河再西三東、迫阨如此、不得安息。

今行上策、從冀州之民當水衝者、決黎陽遮害亭、放河使北入海。河西薄大山、東薄金隄、勢不能遠泛濫、葢月自定。難者將曰：「若如此、敗壞城郭田廬冢墓以萬數、百姓怨恨。」昔大禹治水、山陵當路者毀之、故鑿龍門、辟伊闕、析底柱、破碣石、墮斷天地之性。此乃人功所造、何足言也！今瀕河十郡治隄歲費且萬萬、及其大決、所殘無數。如出數年治河之費、以業所徙之民、遵古聖之法、定山川之位、使神人各處其所、而不相奸。且以大漢方制萬里、豈其與水爭咫尺之地哉？此功一立、河定民安、千載無患、故謂之上策。

若乃多穿漕渠於冀州地、使民得以溉田、分殺水怒、雖非聖人法、然亦救敗術也。難者將曰：「河水高於平地、歲增隄防、猶尚決溢、不可以開渠。」臣竊按視遮害亭西十八里、至淇水口、乃有余隄、高一丈。自是東、地稍下、隄稍高、至遮害亭、高四五丈。往六七歲、河水大盛、增丈七尺、壞黎陽南郭門、入至隄下。水未踰隄二尺所、從隄上北望、河高出民屋、百姓皆走上山。水留十三日、隄潰(二所)、吏民塞之。臣循隄上、行視水勢、南七十餘里、至淇口、水適至隄半、計出地上五尺所。今可從淇口以東爲石隄、多張水門。初元中、遮害亭下河去隄足數十步、至今四十餘歲、適至隄足。由是言之、其地堅矣。恐議者疑河大川難禁制、榮陽漕渠足以(下)〔ト〕之、其水門但用木與土耳、今據堅地作石隄、勢必完安。

冀州渠首盡當印此水門。治渠非穿地也、但爲東方一隄、北行三百餘里、入漳水中、其西因山足高地、諸渠皆往往股引取之；早則開東方下水門溉冀州、水則開西方高門分河流。通渠有三利、不通有三害。民常罷於救水、半失作業、水行地上、湊潤上徹、民則病溼氣、木皆立枯、鹵不生穀；決溢有敗、爲魚鼈食；此三害也。若有渠溉、則鹽鹵下溼填淤加肥；故種禾麥、更爲秔稻、高田五倍、下田十倍；轉漕舟船之便；此三利也。今瀕河隄吏卒郡數千人、伐買薪石之費歲數千萬、足以通渠成水門；又民利其溉灌、相率治渠、雖勞不罷。民田適治、河隄亦成、此誠富國安民、興利除害、支數百歲、故謂之中策。若乃繕完故隄、增卑倍薄、勞費無已、數逢其害、此最下策也。

(2) 賈讓の治河三策における治水思想

賈讓の治河の基本的考え方は、「古者立國居民、疆理土地、必遺川澤之分、度水勢所不及。」にある。すなわち、人は河川と土地を争うべきではないという考え方である。また、そのようにすれば「大川無防、小水得入、陂障卑下、以爲汗澤、使秋水多、得有所休息、左右游波、寬緩而不迫。」、洪水氾濫があってもその流れは緩やかであると述べている。川を人の口に譬え、子供が泣くからといってその口を塞げば、子供は死んでしまうといい、「善爲川者、決之使道」、善く川を爲(おさ)むる者は之を決し道(みちび)かしめると指摘している。

決河とは、河岸を切開することを意味する。

賈讓は次いで隄防を建設することが、戦国期に始まったとし、河を挟んで隣接する齊と趙・魏が河から25里(7.5km、1里=300歩=0.3km)離れた位置に堤防を築いた。堤防建設は正しい選択ではないが、洪水氾濫の余地があり、洪水が引くとその土地は肥沃になり耕地として利用できるとした。しかし、その後、土地利用の拡大により堤防は河に近づいて建設される。現状では「今隄防陋者去水數百步、遠者數里」となった。「河從河内北至黎陽爲石隄、激使東低東郡平剛；又爲石隄、使西北低黎陽、觀下；又爲石隄、使東北低東郡津北；又爲石隄、使西北低魏郡昭陽；又爲石隄、激使東北。百餘里間、河再西三東、迫阨如此、不得安息。」のように、河の所々に拠点防衛のための石隄を相次いで建設した様子は図-1のようである。そこから上中下の三策を主張する。

上策は河道変更論である。「決黎陽遮害亭、放河使北入海。河西薄大山、東薄金隄、勢不能遠泛濫、葢月自定。」この場合変更河道に当たる人々がいるが、現状の堤防修築費用は大きく、治河により河道の費用を数年出し、住民を移住させれることが最善であるとする。

中策は、河道の安定している遮害亭に石隄の水門を造り分水させることである。分水河道は西側が山なので東側のみに隄を造る。この分流は「分殺水怒」の思想であり、また水門は「早則開東方下水門溉冀州、水則開西方高門分河流」のように、東方の水門は灌漑用で、西側の水門が洪水分流用となる。

この分流は多目的であり、渠を造ることに三利、造らないことに三害があると説いている。三害とは、①民常罷於救水、半失作業、②水行地上、湊潤上徹、民則病溼氣、木皆立枯、鹵不生穀；③決溢有敗、爲魚鼈食、一方、三利とは、①則鹽鹵下溼、填淤加肥、②故種禾麥、更爲秔稻、高田五倍、下田十倍、および③轉漕舟船之便である。

今、黄河河岸の吏卒は郡に數千人であり、薪石を購入する歳費が數千萬であるので、これを用いれば渠を通じて水門を成すには十分であると考えている。この分水が完成すると、「富國安民、興利除害」として、これを中策とする。

下策は、「若乃繕完故隄、增卑倍薄、勞費無已、數逢其害」とあるように、現在の堤防を完全に繕うことは労費に止まることなく数々の害があろうと指摘する。

(3) 「水は下より治」文書と賈讓三策の比較

a) 上策

賈讓の上策が、河道変更論であるのに対し、「水は下より治」文書では、「水は下流仕侯ものにて河上より川下の方へ真直に流し侯て海に至り候様に仕侯へは何の害も無之侯」となっており、河道の直線化を主張している。賈讓の場合は現状河道が放棄されるのに対し、室鳩巢は現状河道の改修、しかもその直線化を主張しているといえる。そして、その裏付けとして、禹王が堤防を造らず、水の通り道にある龍門伊闕底柱碣石等の、險しき山共を

切通したとする事績を用いるのである。また、その工事により費用が「大分たるべく候」としても、「是にては水道一定仕候て」、「長く盈溢の害有ましく」とし、工事が有意義であると主張している。

b) 中策

「水は下より治」文書の中策は、「大河下流左右幾処にも入江を付石垣を以水門を仕置候」となっており、「大水の時分左右の入江へ水落し可申候、是にて水勢分れ候て自然と外へ溢出」となっている。これは、賈讓の中策にある分水河道および水門と同じかどうか若干疑問がある。というのは、第4項に川下の所々に枝川を掘ること、第5項にも漢成帝時代に川流れを二股にすることに触れているから、別のものと考えたい。

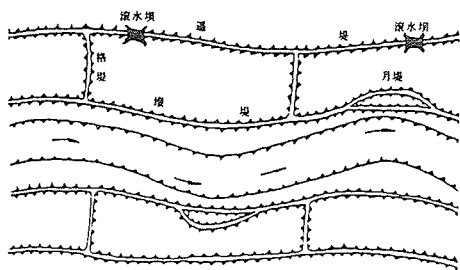


図-3 潘季馴の堤防システム¹⁵⁾

この大河の左右に入り江を造る方法は、明末の治水家として著名な潘季馴の堤防システムに近い¹⁶⁾。(図-3 参照)

c) 下策

「水は下より治」文書の下策は、「堤防を以水をささへ申事」である。「何程堤を高く仕候て間を遠く仕候ても、大水の時分は敗れ申候」と考えている。賈讓が人は河川と土地を争うべきではないという考え方と、現状の多大な堤防修築歳費を理由に、堤防完繕の不合理を指摘したのに対し、室鳩巢は堤防そのものを否定しているところに違いがある。

d) その他の重要な点

・勾配の重視

「水は下より治」文書では、河道に滞積する土砂によって河道勾配が緩くなり、そのため溢水すると指摘している。

・堤防建設による流況変化の指摘

「水は下より治」文書では、「堤防を以せき留候ては彌逆巻水に勢付申候」と記し、堤防の存在により洪水に勢いがつくと指摘している。

勾配、堤防建設による流況変化への言及は、室鳩巢が技術的な知識を持っていることに注意すべきである。大塚学¹⁷⁾は、「17世紀末頃には、溜池の新設よりも、河川からの長い用水路の有利を説く論者があった。紀州の大畑才蔵は、みずから手がけた三つの用水路工事の効果と所要人足、張同領での那賀桜池の例、模式的に想定した新池の例と比べて、第三表の数を算出している。このうち小田新井の例は、既存のいくつかの溜池を干拓して、

その機能を新水路が果たしたものであった。およそ同じ頃、加賀人の『耕稼春秋』にも「向倍能き川より用水を建て、一、二里或は三里其水を通し、道々にて小用水を立、村々へとりて当る用水は上也」とし、「川の用水」に対して、野山に堤を築いて水をためた「堤水」は水不足の難が多いと指摘していた。そうした用水の普及がようやく進んだ結果であろうが、これを可能にしたのは、とくに測地技術の発達であったと思われる。」と述べ、測量技術の発達が17世紀末にあったことを指摘しているので、室鳩巢も技術的な知識を理解していたのかも知れない。

4. 「水は下より治」文書の影響

従来、わが国の近世河川技術に、関東流、紀州流等の流派の存在が指摘され、それらの差異について多くの議論が行われ、近年では関東流と紀州流とに明確な差異がないと指摘されている¹⁸⁾。本研究で問題とするのは、技術ではなく治水思想であるため、ここでは真壁用秀「地理細論集」、明治期の西師意・尾高惇忠による民間治水論を取り上げることとする。

(1) 真壁用秀「地理細論集」¹⁹⁾

1759(宝暦9)年刊の真壁用秀「地理細論集」にある「川々御普請心附之事」は、関東流と紀州流に関する通説の原典とされている。第1項から第4項に分かれるが、第1項は以下の通りである。

「一 諸国川々川除堤、惣て御普請之仕方有_レ之といへども、数年其役相勤者も国々之様子可_レ有様なし、いはんや手馴不_レ申者、私に可_レ存儀なし、依_レ之是等の趣一認様無_レ之、然共関東中州中国筋数年相勤候故に承行之事普請善悪古法心附候趣、普請之仕方を考えるに、古来は左のみ大破無_レ之事と相見、御損地も只今程は無_レ之事と被_レ存候、享保之始寛永頃よりも普請丈夫に成、夫より新田開発に付水落等も柵も段段丈夫に出来、水行直路掘割等被_レ仰付、次第に水勢強相成、今に至て不_レ得止事、普請丈夫に不_レ仕立候ては不_レ叶様に相成候、川瀬は一里四十八曲と申候て、縦申習せし通不_レ曲は悪敷也、大水に成候ては、堤の上迄越申開候故、何方迄水押開候共、水の勝手次第に可_レ押開事古例也、然所大水共堤限にて、川之内計不_レ通候ては不_レ叶様に心得、普請もする事と相見候、古法は全く左様の事あらず、川除堤は小水の時為_レ防候為計にて、大水の節押開かせ候様に仕立る也、川上より川下迄、右心得にて川除も仕立候故、大水は堤上を越に付て、縦関東杯は百万石余も押開候様に相成候故、水勢も弱く大変も無_レ之所、近年は堤八九合老升よりの水には、水勢悉く強候故、稀に押開候所は大造に地を掘、土砂夥敷押出し、古へ五町歩損候所は、拾町歩も式拾町歩も損候様に相成候、縦宝暦年中子丑両年之様に水損有_レ之候節は、内郷迄も所々水開いたし候得共、切所夥敷損地有_レ之候、又右堤押下_レ切、川内計大水通候様に仕候はゞ、川下にて悉難儀可_レ仕儀

に候、或は関東にて江戸表、又霞浦附なしと、銚子辺水難逃がたく可_レ有_レ之候、総体堤は所々弱手を附切込候ても、此所より切候得ば、損地少々と思ひ入候所は所々心を附置事に候、且普請之仕方は、其所之名主老人杯に能々尋見候で、普請目録、兼又もの共をも承候て可_レ伺事也、総て水行を能々心掛、普請は要所の欠る事有もの也、水行を好ものは白人の業といふ也」

この「享保之始寛永頃よりも普請丈夫に成、夫より新田開発に付水落等も柵も段々丈夫に出来、水行直路掘割等被_二仰付_一、次第に水勢強相成」にある「水行直路掘割」が水路の直線化を意味し、その結果「次第に水勢強相成」ことを問題にしている。また、従来は「川瀬は一里四十八曲と申候て、縦申習せし通不_レ曲は悪敷也」とされた。「普請丈夫に不_二仕立_一候ては不_レ叶様に相成候」の部分、堤防の強化とされた。

第2項は、以下の通りである。

「一 甲州辺の普請の仕形数年考候に、三拾年已来は川瀬高成田地は低成候故、古の咄承に、古来は田より川へ凡一丈も下り候由、其節は川除堤は撥上土手の如くにて随分小堤成由、水出候節も直に堤を開候故、大變も無_レ之候所、当時は川より田の方へ一丈も下り候趣に相見候、謂ば大水を川計通候、其間にて大堤仕立候故切込候時は、高き所より低き田地へ落込候故、土砂も夥敷押し損地多く相成候、其内に余に水にて川下へは土砂を押、水勢弱く成に随ひ、土砂流も弱く、居砂に成、川床が高く成候事也、右切口難_二捨置_一、築留普請夥敷御物入にて仕立出来候得共、其所は溜池の如く相成候、又重て出水の節、上より川下の高き所迄平に土砂埋候故、川床五尺六尺も高く相成候故、随分丈夫に仕立候ても又低く成、其上へは上置、又其上は上置と相成候故、年を重候程川床高く成、田地は低く成候故、川通り田地は先づは冷地に成、蓮沢西山横村杯は及_二後年_一又元の沼にも可_レ成事也、是等の趣考る時は、御普請願出候得ば、諸役人は当時の事のみ相考、普請に仕立候儀と相見候、ケ様申候ても自分職分に無_レ之、不用事に候得ば、其内には考の一つにも可_二相成_一哉、大旨を記置候のみ」

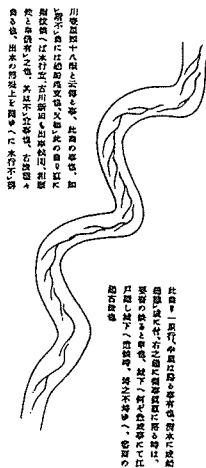


図-4 真壁用秀「地理細論集」の図²⁰⁾

第2項では、甲州辺について、「古来は田より川へ凡一丈も下り」であったのが、現在は「川より田の方へ一丈も下り」の状態になっており、その原因として「大堤仕立候故」とし、土砂が河道に溜まったことを示している。このことは、室鳩巢が指摘した河道浚渫が実施されてこなかったことを示しているものと思われる。

ここで重要な点は、真壁用秀が批判したのは、従来議論されている河川技術としての紀州流ではなく、幕府の治水思想であり、それを支えているのが室鳩巢の「水は

下より治」文書ではないかという点である。なお、松浦茂樹²¹⁾は、真壁の「川々御普請心附之事」を羽生領から出された権現堂川、赤堀川の整備・改修案を否定する目的で作成されたとしているが、その目的達成のためにも治水思想そのものの批判が必要であったと言えよう。

しかし、前述の通り、室鳩巢の建言した治水思想は中国のそれを曲解した独自のものである。したがって、「水は下より治」文書は、いわゆる関東流・紀州流論議の基礎史料となる。

(2) 尾高惇忠『治水新策』²²⁾と西師意『治水論』²³⁾

尾高惇忠(1829-1901)は、1880(明治23)年に発表した『治水新策』の中で明治時代に台頭していた堤防偏重主義を徹底的に否定している。漢学者であった尾高は、賈誼三策を『資治通鑑』から引用し、歴史と現状認識と上策に触れ、それを根拠として堤防否定論を導き出したものである。

「河水の害を受くる地の住民を浸漬の看無き地に移し、水の遊蕩する処を広くし、天然の地形高処に水を防がしむ。即ち、大川防無きの方にして期日にして定むべしとなり。是れ水難に遭はざる術なり。以て上策とすべし。」、「堤防の大水に於ける堤防を決するに因て、其害太だしく堤防無れば大水も大害をならざる。」

そこで、賈誼の上策を上述したように堤防を用いない治水策として解釈した上で自己の治水策の根拠としたのである。前述したように賈誼三策は堤防否定論ではなく、現状堤防の完全修築を下策とし、河道変更論を上策、分流論を中策としている。

西師意『治水論』(1881(明治24)年刊)には、第2章 堤防必ずしも頼むに足らず の冒頭に「夫れ水害を防くに堤防を以てすると恰も槍刀弓矢を防くに盾を以てし甲冑を以てするか如く」と記している。これは尾高も指摘しているが、賈誼三策に出てくる文言である。しかし、両氏の立論は、漢学の素養から出たもので、「水は下より治」文書とは繋がらない。また、賈誼三策の解釈としても誤ったものと言える。

5. おわりに

得られた結論を列記すると以下の通りである。

- 1) 「水は下より治」文書の内容は、禹貢他の中国史書から河川改修順序が下流から上流に向かって実施されることを示している部分と、賈誼三策を主として参照しての治水思想である。後者の治水思想は、①河道の直線化、②勾配を急にするための浚渫の重視が述べられており、賈誼三策を曲解している。
- 2) 1759(宝暦9)年刊の真壁用秀「地理細論集」は、享保宝永期の治水策を批判しているが、批判の対象は室鳩巢の本文書の可能性がある。したがって、いわゆる関東流・紀州流論議の基礎史料となる。
- 3) 明治期の西師意・尾高惇忠による治水論は中国史書

をもとに立論しており、「水は下より治」文書とは直接繋がない。

今後、享保期以降のわが国の具体的な河川事業について室文書との関係を検討するとともに、中国の水利・治水史料がわが国に及ぼした影響について検討を行う予定である。

最後になったが、本研究で用いた「鶯宿雑記」の閲覧・複写では国立国会図書館でお世話になった。記して、謝辞とする。

参考文献および註

本研究では、史料の解読文を読みやすくするため、適宜〔 〕を挿入し、また、該当する漢字を添えた〔例：せき→せき(堰)〕。

- 1) 河川審議会答申：「川における伝統技術はどうあるべきか」、2000、等
- 2) 高橋裕：『国土の変貌と水害』、岩波新書、pp.98-133、1971
- 3) 室鳩巢(1658～1734)は、1711(正徳元)年、新井白石の推挙により幕府儒員に徴召、1719(享保4)年、吉宗が高倉屋敷(学館)設立とともに講授、享保7年3月殿中侍講、享保10年西丸奥儒者。
- 4) 瀧本誠一編：『日本経済叢書』巻三、日本経済叢書刊行会、pp.219-223、大正3年8月
- 5) 「鶯宿雑記」巻二百四草稿、および二百五草稿(桑名城内駒井家蔵印がある)、国立国会図書館蔵、分類番号238-577-1
- 6) 神吉和夫：享保七年江戸四上水廃止、土木史研究、第18号、pp.153-164、1998.6
- 7) 『井沢弥惣兵衛』、海南市立歴史民族資料館、平成7年10月
- 8) 大石慎三郎：『吉宗と享保の改革』、日本経済新聞社、pp.154-158、1994.9
- 9) 大庭脩：『徳川吉宗と康熙帝』大修館書店、pp.182-232、1999.12 なお、大庭は吉宗が地方志を蒐集求めた目的を、地方の物産を知ること、殖産興業に資するためと指摘している。
- 10) 周魁一等注釈：『二十五史河渠志注釈』、中國書店、pp.29-34、1990 注釈は省略した。
- 11) 藤田勝久：漢書溝洫志訳註稿(四)完、中国水利史研究、18号、pp.23-31、1988 10)の読解に参照した。
- 12) 張含英：『歴代治河方略探討』、水利出版社、pp.24-26、1982
- 13) 前掲11)
- 14) 姚漢源：『中国水利史綱要』、水利電力出版社、p.58、1987.12
- 15) 賈征：『潘季馴評伝』、南京大学出版社、p.235、1996.2
- 16) 安藝皎一：『水害の日本』岩波新書104、pp.176-178、1952 では、明代に黄河の治水を行った潘季馴が、

河にそって二重の堤防を造り、河を狭めて流れを速くし、狭めた前衛の堤防のところどころに、洪水が乗り越えても大丈夫な部分を造っておき、大洪水の際はここから洪水を堤防の外に導くようにし、更にその裏にもう一本の堤防を設けて二重とし、この水の氾濫を防いだ。また適当な低地を求めて貯水池を設け、これに堤外に氾濫した洪水を集めて、流水中に含まれている土砂を沈殿せしめ、このきれいになった水を再び本川に流して河を浚うことを考えた。加藤清正の轡塘がこの類。と記している。周魁一(鉄山博 訳)：中国古代の河流泥沙運動の理論と実践、森田明編：『中国水利史の研究』所収、国書刊行会、pp.9-34、1995.3 には、潘季馴の堤防システムの進化の記述がある。

17) 『講座・日本技術の社会史』第六巻 土木所収、塚本学：用水普請、日本評論社、pp.215-219、1984.10

18) 例えば、石崎正和：伊那一族と井沢弥惣兵衛、八十島義之助編：『新体系土木工学 別巻 日本土木史』所収、技報堂出版、pp.93-110、1994.7、知野泰明、大熊孝、石崎正和：近世文書にみる河川堤防の変遷に関する研究、第9回土木史研究発表会論文集、pp.123-130、1989.6、および竹内智志、大熊孝、小野桂、知野泰明：江戸時代中期に登場した人力揚水機「踏車」に関する研究、土木史研究、第19号、pp.89-97、1999

19) 瀧本誠一編：『日本経済叢書』巻一四、日本経済叢書刊行会、pp.233-237、大正4年7月を引用した。

20) 前掲19)

21) 松浦茂樹：『国土の開発と河川』、pp.100-111、鹿島出版会、1989.6

22) にほんのかわ、第3号、pp.1-14、1964 および第4号、pp.19-27、1964 に復刻された尾高惇忠『治水新策』を利用した。

23) にほんのかわ、第5号、pp.22-38、1975、第7号、pp.16-28、1976、第8号、pp.39-52、1976、第9号、pp.51-66、1977、第10号、pp.42-65、1977、および第11号、pp.34-50、1977 に復刻された西師意『治水論』を利用した。